

「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見書

2020年（令和2年）4月9日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案の改正（以下「本改正」という。）に賛成する。

第2 意見の理由

1 本改正の趣旨

定款認証については、2019年3月5日、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号。以下「省令」という。）を改正し、一定の条件の下でテレビ電話等による定款認証が可能とされた（以下「前改正」という。）。

本改正は、ベンチャービジネス等の起業の環境向上のためテレビ電話等の利用を更に促進する観点から、その利用を認める対象を拡大するものである。すなわち、従前は、定款認証において、嘱託人が公証人の面前で行う行為、具体的には、定款を電磁的記録により作成したときに、嘱託人が当該電磁的記録に係る情報が自ら作成したことを示すために電子署名を行ったことを自認する行為（公証人法第62条の6第1項第2号）は、「嘱託をするために指定公証人に対し提供しなければならない情報であって認証を受けようとする情報と併せて提供しなければならないものが電気通信回線により指定公証人に送信して提供されている場合」には、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」（テレビ電話等）により行うことができることとされていた（省令第9条第7項）。具体的には、委任状等の添付書類の提出も含めて嘱託がオンラインでされている事件を対象にテレビ電話等の利用を認めることにより、全てオンラインで手続を行うことを可能にするものであった。

しかし、前改正では、委任状の提出が必要な場合に、電子署名の付された委任状をオンラインで提出することができない場合には、上記のテレビ電話等の利用ができなかった。

そこで、本改正は、省令第9条第7項を改正し、より広く、「囑託人の申立てがあり、指定公証人が相当と認めるとき」にテレビ電話等の利用を認めることとするものである。これにより、委任状の提出が必要な場合には、電子署名の付された委任状がオンラインで提出されているときに加え、委任状及び印鑑証明書が郵送されており、テレビ電話等を利用する時点で原本確認が可能な場合にも、テレビ電話等の利用が可能になる。

2 当連合会の立場

当連合会は、2018年（平成30年）1月18日に「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に関する意見書」（以下「前意見書」という。）を公表したが、そこでは、「株式会社設立手続の一部をオンライン化することにより、株式会社設立手続をより迅速化することには基本的に賛成」（前意見書1頁）した。その上で、電子定款の認証においても、公証人による面前での自認が、消費者詐欺犯罪等の手段として会社を設立する者に対して心理的な障害となり得るから、定款認証手続は引き続き必要とすべきであり、「定款認証手続全体をインターネット回線を使用した画像と音声を通して行うこと等により、公証人の面前での認証が行われる場合と同程度に、本人確認、意思確認及び定款の内容の確認等を行うことが技術的に可能となる仕組みを構築できるのであれば、必ずしも公証役場への実際の出頭の手間を求める必要はなくなる。株式会社設立のオンライン・ワンストップ化は、定款認証手続を維持しながら、公証人の面前における認証手続に代替できるようなIT化・デジタル化によって実現すべきと考える。」（前意見書7頁）との意見を述べた。

本改正は、委任状及び印鑑証明書が郵送されており、テレビ電話等を利用する時点で原本確認が可能な場合にも、テレビ電話等の利用を可能とするものである。これは正に、前意見書において述べた、公証人の面前における認証手続に代替できるようなテレビ会議により認証をする一場合であり、前意見書の示唆する方向性に合致するものである。また、本改正は、指定公証人が相当と認めるときに、囑託人が公証人の面前において、電磁的記録により作成された定款が自らの作成に係ること等を示すため電子署名をしたことを自認する行為（公証人法第62条の6第1項第2号）を、テレビ電話により行うこととすることができるだけであって、公証人による映像と音声の確認行為を必要としており、特段の弊害が認められるものではない。

よって、当連合会としては、上記のとおり、意見を述べる。